

那覇市公告第490号
令和8年10月1日

協栄浮島マンション等売却組合における資金計画の
変更の認可について

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第134条第1項の規定に基づき、協栄浮島マンション等売却組合における資金計画の変更を令和8年9月14日付け申請書のとおり認可したので、同上2項において準用する同法第120条第1項の規定により、次のように公告する。

那覇市長 知念 寛



- 1 組合の名称
協栄浮島マンション等売却組合
- 2 売却等マンションの名称及びその所在地
(1) 名 称 協栄浮島マンション
(2) 所在地 沖縄県那覇市松尾2丁目7番8号
(登記簿上所在地：沖縄県那覇市松尾2丁目21番)
- 3 事務所の所在地
沖縄県那覇市長田2丁目28番29号 沖縄協栄産業株式会社内
- 4 設立認可の年月日
令和8年7月1日
- 5 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
(最初の事業年度は、組合設立の日から令和9年3月31日まで)
- 6 公告の方法
組合の公告は、事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報又は公報に掲載して行う。
- 7 資金計画の変更の認可年月日
令和8年10月1日